

しょうがいしゃ ぎゃくたいぼうし ほう けんしゅう

「わかりやすい障害者虐待防止法研修テキスト」

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうし 障がい者の虐待防止について

りゅうい じ こう
留意事項

みどりいろ もじ か じれい ぶぶん じぎょうしょ
緑色の文字で書いてある事例の部分は、それぞれの事業所で
じっさい りょう ひと じれい つか
実際に利用している人の事例などにおきかえてお使いください。

ほっかいどう ほ けん ふく し ぶ ふく し きょく しょう しゃ ほ けん ふく し か
北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課

へいせい ねん がつ さく せい
(平成28年1月作成)

きょう わ だい 今日の話題

- 1 ^{ぎやくたい}虐待って、どんなこと？
- 2 ^{ぎやくたい}虐待は、なぜおきるの？
- 3 ^{ぎやくたい}虐待がおきないようにするためには？
- 4 ^{こま}困ったら、だれに^{そうだん}相談すればいい？
- 5 ^{さいご}最後に...ともに^い生きる^{しく}仕組みとして

1 ^{ぎやく たい}虐待って、どんなこと？

^{かぞく} 家族、^{しせつ} 施設の^{しょくいん} 職員、^{はたら} 働いている^{かいしゃ} 会社の^{しゃちょう} 社長などが、

^{しょう} 障がいのある^{ひと} 人に、

^{つぎ} 次のような5つのことをすることを、「^{しょうがいしゃ} 障害者 ^{ぎやくたい} 虐待」といいます。

^{しんたいてき} 身体的 ^{ぎやくたい} 虐待

^{せいてき} 性的 ^{ぎやくたい} 虐待

^{しんり} 心理的 ^{ぎやくたい} 虐待

^{ほうき} 放棄・^{ほうち} 放置 (ネグレクト)

^{けいざいてき} 経済的 ^{ぎやくたい} 虐待

身体的虐待

ひらてう
なぐる、ける、平手打ち、つねる、
のよくすりの
飲まなくても良い薬を飲ませる、など。

虐待に気づくサイン

からだ ちい きず
身体に、やけどや、小さな傷をよく
み きゆう
見かける、急におびえたり、
こわがったりする など



なぐる



ける

せい てき ぎやく たい
性的虐待

からだにさわると、裸にする、
キスをする、いやらしい言葉を言う、
いやらしい映像をみせる、など。



からだにさわると

ぎやくたい き
虐待に気づくサイン

ひと目をさける
部屋にひとりでいたがる
肛門や性器に傷や出血がみられる
など



いやらしい言葉を言う

心理的虐待

どな なるぐち い
怒鳴る、悪口を言う、
むし なかま い
無視する、仲間に入れない、など。



どな
怒鳴る

虐待に気づくサイン

な
おびえる、泣く、さけぶなど、パニックをおこす
こうげき てき たい ど
攻撃的な態度がみられる など

きょう
今日はふたりで
な
ボール投げしよう

なかま
わたしも仲間
い
に入れてください…



むし
無視する

ほう き ほう ち 放棄・放置(ネグレクト)

しよくじ あた
おなかがすいても食事を与えない、

へ や せいかつ
きたない部屋で生活させる、

にゆうよく
入浴をさせない、

しせつ り ようしゃ り ようしゃ
施設の利用者がほかの利用者を

ほう
たたっているのを放っておく、など

しえん ひつよう
支援が必要なのに、しないこと

ぎやくたい き

虐待に気づくサイン

よご ふく き せいけつ
汚れた服を着ているなど、清潔でない

えいよう
とてもおなかがすいていて、栄養がたりない
など



へ や せいかつ
きたない部屋で生活させる

経済的虐待

ねんきん はたら え かね わた
年金や、働いて得たお金を渡さない、
かって しょう ひと かね つか
勝手に障がいのある人のお金を使う、など

ぎやくたい き

虐待に気づくサイン

かね ようす
お金をつかっている様子がみられない
にちじょうせいかつ ひつよう かね
日常生活に必要なお金を
わたされていない など



かって しょう ひと かね つか
勝手に障がいのある人のお金を使う

2 ^{ぎやくたい}虐待は、なぜおきるの？

- ^うこどもが生まれたときから、
^{おも}たたいてやろう、^{おや}と**思**っている親は、
^{おも}いない**と**思**い**ます。



- ^{しょう}障が**い**のある^{ひと}人に、いやがらせをしてやろう、
^{おも}と**思**って、^{しょう}障が**い**^{ふくし}福祉サービスの^{しごと}仕事^{えら}を**選**ぶ^{ひと}人は、
^{おも}いない**と**思**い**ます。

たとえば...

○ し 知らないうちに、つか 疲れがたまってしまう、
め まえ しょう つい、目の前の障がいのある人ひとに、やつあたりしてしまった。

○ さん ぽ 散歩のとき、いつもと同じ道おな みち とおを通らないと、不安ふあんになって、
じ ぶん 自分をたたいてしまう人ひとなのに、
な 慣れていない支援者し えん しゃがまちがって、
みち とおいつもとちがう道みち とおを通ってしまった。

じ ぶん 自分をたたいて、きず 傷つけるのを防ふせぐために、
からだ 身体をおさえつけてしまった。

3 虐待がおきないようにするためには？

• たとえば・・・

○ 障がいのある人のお世話をしている

ご家族が元気になるまで、

すこしの間、障がいのある人を預かってもらいます。

○ そして、障がいのある人が、

ご家族と一緒に暮らせる方法などを、市町村や、

相談支援の仕事をしている人などが一緒に考えて、

必要な支援を受けられるようにします。



• たとえば・・・

○ 施設の職員が、

行動障がいのある人への支援の方法を勉強して、

障がいのある人が興奮してケガをしないよう、

その人にあった支援をできるようにします。



(例) ・音に敏感な人に、静かな場所を用意する

・文字やことばの理解が難しい人に、

絵カードで予定をお知らせする

ぎやくたい 虐待がおきないようにしたり、 ぎやくたい たい おう 虐待に対応するためのしくみ

しょうがいしゃ ぎやくたいぼうし ほうし ほう く に せいど ● 障害者虐待防止法（国の制度）

つう ほう ぎ む
○ 通報義務

しょう しゃ ぎやくたい きん し
○ 障がい者への虐待の禁止

よう ご しゃ
○ 養護者、
しせつ しょく いん など
施設の職員等、
し よう しゃ
使用者 による

しょうがい しゃ ぎやくたい たい おう ほう ほう
障害者虐待への対応方法

さだ
などについて定めています。

北海道

しょうがいしゃぎやくたいぼうし ほうし ほう
～障害者虐待防止法について～

しょうがいのある方への虐待の防止や家族などに
たい しょう しょうりつ
対する支援をするための法律ができました。

しょうがいのある方への虐待を
じぶん が 受けた。又は周りにいる人が
受けているところを見た場合は、
すぐに相談してください！

「みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」

北海道・札幌法務局・道央人権啓発活動ネットワーク協議会

虐待ぎやく たいがおきないように、 障しょうがいのある人ひとができること。

- どんなことが、「虐待ぎやく たい」なのかをし知しっておく。べんきょう勉強する。
- いやなことをされたら、「やめてください」とい言う。
- 「やめて」と言えなかったら、市町村しちょうそんや、周まわりの人ひとにそうだん相談する。
- 「虐待ぎやく たい」されていると思おもわれる人ひとをみ見かけたら、
市町村しちょうそんや、周まわりの人ひとにそうだん相談する。
- 自分じぶんの住すんでいる市町村しちょうそんの、相そうだん談窓まど口ぐちの場ば所しょや
電でん話わ番ばん号ごうなどをしら調しらべておく。

ぎゃくたい
虐待がおきないように、
まわ ひと
周りの人ができること。

- どんなことが、「虐待」なのかをし知っておく。べんきょう勉強する。
- 虐待している人を見かけたら、「やめなさい」とちゅうい注意して、
しちょうそん つうほう市町村に通報する。
- 「やめなさい」と言えなくても、い市町村に通報する。しちょうそん つうほう
- 自分の住んでいる市町村の、じぶん す相談窓口の場所や
しちょうそん そうだんまどぐち ばしょ
でんわばんごう電話番号などをしら調べておく。
- まよ迷ったら、そのままにせずに、そうだん相談する。



4 困こまったら、だれに相談そう だんすればいいの？

・**まずは、お住まいすの市町村し ちょう さんに相談そう だんしましょう。**

市町村は、困こまっている障しょうがいのある方の相談かた そうだんをきいて、
必要ひつような支援し えんをします。

ご家族か ぞくがつかれている場合ば あいに、福祉ふく しサービスを利用り ようできるように
して負担ふ たんを軽くしたり、

障しょうがいのある人の身体ひと からだに危険き けんが及およぶと予想よ そうされる場合は、
安全確保あん ぜん かく ぼのために、一時的いち じ てきに別の場所べつ ばしょに保護ほ ごしたりします。

ほっかい どうしょう

しゃけん り よう ご

そうだん けいはつ

北海道障がい者権利擁護センターでは、相談や啓発などを行っています。

でんわ そうだん
電話相談

せん もん そうだん
専門相談

よ やく ひつよう
(予約が必要です)

- ほうりつ そうだん べん ご し めんだん でんわ そうだん
・法律相談(弁護士による面談・電話相談)
- い りょう そうだん でんわ そうだん
・医療相談(電話相談)

ぎやくたいぼう し ふ きゅうけいはつ
虐待防止のための普及啓発

- さくせい
・パンフレットの作成
- けんしゅうかい かいさい
・研修会の開催など



ち い き い い ん か い ほ っ か い ど う せ い ど
・地域づくり委員会（北海道の制度）

ほ っ か い ど う し ょ う し ゃ じ ょ う れ い
北海道障がい者条例にもとづいて、
 さ べ つ け ん り よ う ご か ん そ う だ ん う つ
差別や権利擁護に関する相談を受け付けます。

け ん い き し ょ う し ゃ く
〇〇圏域障がい者が暮らしやすい
 ち い き い い ん か い
地域づくり委員会

で ん わ
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

障がいを理由とする差別等の解消をめざして

- 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」が、平成22年4月1日から全面施行されました。
- 条例に基づき、道内14圏域に設置した「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」では、市町村などと連携し、障がい者が受けた差別や虐待などの解決に向けた協議・あっせんを行います。
 また、障がい者の地域生活を支えるサービスや暮らしやすさに関するご相談も受け付けます。

お困りのときは、ご相談ください。
 ★手続きは簡単 ★無料
 ★迅速に対応します

- ◎ 虐待があった場合
 虐待を行うこと、虐待を放置することは許されません。虐待に関する連絡を受けた場合、直ちに関係機関と連携し、必要な措置をとります。
- ◎ 障がいを理由とする差別・不利益な扱いがあった場合
 条例では、差別や不利益な扱いを禁止しています。差別や不利益な扱いには、障がい者が障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるようにするために必要な配慮が欠けている場合も含まれます。
- ◎ 日常生活での暮らしやすさがある場合
 暮らしを支えるサービスに関することや様々な暮らしやすさについて、ご相談に応じます。

5 最後に...とともに生きる仕組みとして

- しょうがいしゃ さ べつ かいしょうほう くに せい ど へい せい ねん がつ
• 障害者差別解消法(国の制度。平成28年4月～)

しょう ひと さ べつ
障がいのある人への差別をなくすことで、

しょう ひと ひと
障がいのある人もない人も、

い しゃかい め
とともに生きる社会をつくることを目指すしくみです。

ふ とう さ べつてき とりあつか
「不当な差別的取扱い」とは？

しょう り ゆう しょう ひと ちが あつか う
「障がいがある」という理由だけで、障がいのない人と違う扱いを受けること

ごう り てき はいりよ
「合理的配慮」とは？

しょう ひと こま ひと しょう ひつよう く ふう
障がいのある人が困っているときに、その人の障がいにあった必要な工夫や

かた あいて つた あいて
やり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらおうこと

